

# 令和5年度 第1回益田市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年7月28日（金）13：15～14：15

場所：益田市立保健センター 大ホール

## 1. 議題

- (1) 役員の改選について
- (2) 令和4年度 事業報告について
- (3) 令和4年度 収支決算報告について
- (4) 令和5年度 事業計画（案）について
- (5) 令和5年度 収支予算（案）について
- (6) 地域公共交通計画の変更について

## 2. その他

## 議案

### 議案第1号

#### 役員の変更について

	氏名	所属団体
会長	<u>石川 秀文</u>	<u>益田市</u>
副会長	<u>加藤 博和</u>	<u>米子工業高等専門学校</u>
監事	<u>藤原 政志</u>	<u>益田地区タクシー協同組合</u>
	<u>村岡 宙</u>	<u>ときめきの里 真砂</u>

## 議案第2号

### 令和4年度 事業報告について

#### 【協議会の開催】

○令和4年5月18日 第1回協議会開催 書面審議

#### [承認事項]

- ・令和3年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和3年度収支決算報告について・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和4年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・承認
- ・令和4年度収支予算（案）について・・・・・・・・・・・・承認

#### [協議・依頼・報告]

- ・益田市地域公共交通計画策定について
  - (1) 益田市地域公共交通計画（素案）
  - (2) 計画策定スケジュール案

○令和4年8月26日 第2回協議会開催 18名出席

#### [承認事項]

- ・益田市地域公共交通計画策定について・・・・・・・・承認

#### [協議事項]

- ・益田市地域公共交通計画（案）に関するパブリックコメントの回答について

## 議案第3号

### 令和4年度 収支決算報告について

#### 1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	決算額	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	293,300	106,700	差額は益田市に戻入
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	451	451	0	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	549	1	548	
計				401,000	293,752	107,248	

#### 2 支出の部

(単位 円)

款項目節	予算額	流用額	予算現額	決算額	差額	備考
運営費	238,000	5,000	243,000	138,750	104,250	
会議費	215,000	0	215,000	114,562	100,438	
会議費	215,000	0	215,000	114,562	100,438	
報酬費	165,000	0	165,000	93,760	71,240	報酬：90,890 源泉税：2,870
旅費	50,000	0	50,000	20,802	29,198	旅費
需用費	0	0	0	0	0	
事務費	23,000	5,000	28,000	24,188	3,812	
事務費	23,000	5,000	28,000	24,188	3,812	
旅費	0	0	0	0	0	
需用費	3,000	0	3,000	0	3,000	
役務費	20,000	5,000	25,000	24,188	812	切手代：23,858 振込手数料：330
事業費	162,000	△5,000	157,000	154,550	2,450	
事業費	162,000	△5,000	157,000	154,550	2,450	
事業費	162,000	△5,000	157,000	154,550	2,450	
報償費	0	0	0	0	0	
旅費	0	0	0	0	0	
需用費	160,000	△5,000	155,000	154,000	1,000	公共交通マップ作成費
役務費	2,000	0	2,000	550	1,450	振込手数料
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
歳入合計	401,000	0	401,000	293,300	107,700	

#### 3 繰越金

収入額 293,752 円

支出額 293,300 円

差引額 452 円(翌年度へ繰越)

# 監査報告書

令和4年度益田市地域公共交通活性化協議会収支決算について監査の結果、収入及び支出の執行は適正であったので報告します。

令和5年4月27日

監事 益田地区タクシー共同組合

藤原 政之 

監事 益田商工会議所

三浦 康広 

## 議案第4号

### 令和5年度 事業計画（案）について

★益田市の地域公共交通の活性化を図る為の施策についての協議及び、施策の実施に係る連絡調整を行う為の協議会開催

- [協議内容]
- ・住民の日常生活に必要不可欠な交通手段の確保に関する事
  - ・地域の実情に沿った持続可能な公共交通体系の構築に関する事
  - ・公共交通の利便性の向上と利用促進に関する事

項目	期 日	内 容
調査活動	令和5年 8月～	アンケート調査・集計・分析
利用促進	令和6年 1月～	公共交通利用促進事業
啓発活動	令和5年 9月～ 令和5年10月～	運転手の処遇改善に伴う 広報 路線バス・タクシー 乗り方教室の開催
会 議	令和5年 7月28日 令和5年11月 令和6年 2月	第1回協議会開催 第2回協議会開催 第3回協議会開催

議案第5号  
令和5年度 収支予算(案) について

1 収入の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
補助金	補助金	補助金	市補助金	400,000	400,000	0	
繰越金	繰越金	繰越金	前年度繰越金	452	451	1	
諸収入	諸収入	諸収入	雑入	548	549	△1	
計				401,000	401,000	0	

2 支出の部

(単位 円)

款	項	目	節	予算額	前年度	差額	備考
運営費				238,000	238,000	0	
	会議費			215,000	215,000	0	
		会議費		215,000	215,000	0	
			報酬費	165,000	165,000	0	協議会開催
			旅費	50,000	50,000	0	協議会開催
			需用費	0	0	0	
	事務費			23,000	23,000	0	
		事務費		23,000	23,000	0	
			旅費	0	0	0	
			需用費	3,000	3,000	0	コピー代等
			役務費	20,000	20,000	0	郵券料、振込手数料
事業費				162,000	162,000	0	
	事業費			162,000	162,000	0	
		事業費		162,000	162,000	0	
			報酬費	0	0	0	
			旅費	0	0	0	
			需用費	160,000	160,000	0	公共交通利用促進事業費、用紙代
			役務費	2,000	2,000	0	郵券料
予備費	予備費	予備費	予備費	1,000	1,000	0	
計				401,000	401,000	0	

## 議案第6号

### 地域公共交通計画の変更について

令和2年11月に「地域公共交通計画の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われました。

今後も国の補助事業を活用するためには、地域公共交通計画に補助制度の活用必要性や系統ごとの数値目標、補助系統に係る実施主体の概要等が記載されていることが原則となりました。

現在、幹線（市町村を跨る路線）については、国の補助金を活用しているところですが、計画に補助系統の記載が無い場合は、この補助の対象外となることにより、令和6年3月末までに現在の計画に記載の無い事項について、追加記載することが必要となります。

益田市の地域公共交通計画につきましては、令和4年9月に作成したところではありますが、市としましては、今後も国の補助事業を活用するため、今年度中に現在の計画に必要な事項を記載し変更したいと考えます。

かなりタイトなスケジュールとなりますが、この活性化協議会において、委員の皆様と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### スケジュール（案）

年月	会議等	内容
R5.7	第1回地域公共交通活性化協議会	計画変更の提案
R5.8～10	・事業者ヒアリング等（事務局） ・近隣市町ヒアリング（事務局） ・計画変更素案作成（事務局）  ・計画変更内容検討 （事務局、運輸支局、島根県）	
R5.11	第2回地域公共交通活性化協議会	変更内容の確認
〃	政策調整会議（市内部協議）	計画案報告
R5.12	12月議会	計画案報告
R6.1～	パブリックコメント	
R6.2	第3回地域公共交通活性化協議会	パブリックコメント結果報告、 最終計画案の確認
〃	政策調整会議（市内部協議）	パブリックコメント結果報告、 最終計画案の確認
R6.3	3月議会	パブリックコメント結果報告、 最終計画案の報告
〃	計画策定	
R6.4	計画印刷	

Memo

## 益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成21年3月16日制定

### (目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、益田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施の検証に関する協議
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認めるもの。

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 益田市長又はその指名する者
  - (2) 公共交通事業者
  - (3) 道路管理者
  - (4) 公安委員会
  - (5) 住民又は利用者の代表
  - (6) 学識経験者
  - (7) 島根運輸支局長又はその指名する者
  - (8) 島根県知事又はその指名する者
  - (9) その他益田市が必要と認める者
- 2 前各号に掲げる委員（学識経験者を除く）については、協議会に代理人を出席させることができる。
- 3 第1項に掲げる委員の他に、協議会が必要と認める者を、オブザーバーとして召集することができるものとする。

### (協議会委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、令和2年度は令和3年4月30日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (協議会の運営)

第5条 協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任し、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 5 協議会の議決を要する事項については、出席委員の2/3以上をもって決する。

- 6 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができるものとする。
- 7 協議会の事務局は、益田市政策企画局連携のまちづくり推進課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(財務に関する事項)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び旅費)

第8条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額6,400円の報酬及び、実費相当額の費用弁償を支給し、学識経験者については会長が別に定める。但し、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の常勤職員
- (2) 全号に掲げるもののほか、申し出のあった委員

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。